

## 佐賀県海洋再生可能エネルギー研究開発等事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県内の海洋再生可能エネルギーの産業創出及び地域活性化を図るため、海洋再生可能エネルギーに関連する研究開発又は実証実験事業を行う事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において佐賀県海洋再生可能エネルギー研究開発費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「海洋再生可能エネルギー」とは、次の各号に掲げるエネルギーをいう。

- (1) 洋上の風力を利用して得られる電気
- (2) 波力、潮汐又は潮流を利用して得られる電気
- (3) 海水の温度差を利用して得られる電気

### (補助事業者)

第3条 補助事業者は、別表の補助対象主体に該当する者とする。

2 前項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助事業者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

### (交付の対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとする。

2 補助事業の実施期間は、原則として補助金交付決定日から当該補助金交付決定日の属する会計年度の3月20日までとする。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ知事の

承認を得た場合はこの限りでない。

(募集と審査)

第5条 補助金交付にあたっては、別に定める募集要項に基づき応募があった事業の中から、別に定める審査要領に基づき採択された事業を対象とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める期日までとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

4 補助事業者は、第1項の申請をしようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方消費税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助事業に要する経費の配分のうち各経費区分間の20パーセント以内の金額の変更については、この限りでない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(5) 補助金に係る経理は他の経理と明確に区分するものとし、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

2 第1項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

3 第1項第3号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受ける場合の承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、補助金交付決定の日から10日間とする。

(状況報告及び調査)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者へ質問させることができる。

2 補助事業者は、知事から前項の規定に基づく報告又は調査の要求があったときは、事業遂行状況報告書を提出し、又は調査に協力しなければならない。

3 前項に規定する事業遂行状況報告書は様式第4号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(補助事業の遂行の指示等)

第10条 知事は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 知事は、補助事業者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を求めることができる。

(実績報告)

第11条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、当該年度の補助事業完了後（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）15日以内又は補助金交付決定に係る会計年度終了日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

3 第6条第4項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

4 第6条第4項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 この補助金は、知事が必要と認めるときはその全部または一部を概算払いで交付することができる。

2 規則第15条第1項に規定する補助金等交付請求書は、様式第7号のとおりとする。

3 規則第15条第2項に規定する補助金等交付請求書は、様式第8号のとおりとする。

(補助金の交付決定の取消等)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定から相当の期間を経過しても事業に着手しないとき
- (3) 補助事業の完了の前に補助事業を中止又は廃止したとき
- (4) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
- (5) 補助金を他の用途へ使用したとき
- (6) 補助事業者について第3条第2項各号及び第3項の規定に反する事実が判明したとき
- (7) その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、この要綱又は知事の命令、処分若しくは指示に違反したとき

2 知事は、前項の取消の決定を行った場合は、書面により補助事業者に通知するものとする。

(財産の管理及び処分)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

2 規則第22条ただし書の規定により、財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定によるものとする。

3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、規則第22条の規定により、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9号）1部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものはこの限りでない。

4 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る処分をしたことにより収入があったときは、その全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(補助事業実施後の報告)

第15条 知事は、補助事業終了後も、必要に応じ、補助事業者に対し、補助事業終了後の計画の進捗及び設備の稼働状況等について報告を求めることができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月26日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

別表

補助対象主体	<p>(1) 佐賀県海洋エネルギー産業クラスター研究会「J☆SCRUM」の会員 (官公庁を除く。)</p> <p>(2) 佐賀県海洋エネルギー産業クラスター研究会「J☆SCRUM」の会員 で構成された共同事業体（官公庁が主体となっているものは除く。）</p>
対象事業	<p>海洋再生可能エネルギーに関連する研究開発又は実証実験事業で、県内企業が参画可能なものであり、県内の海洋再生可能エネルギーの産業創出及び地域活性化に資するもの</p>
対象経費	<p>(1) 直接人件費、機械装置購入費、研究開発費、材料・消耗品費、外注加工費、施設利用料、委託費、設置工事費、地元調整費、各種調査費、その他諸経費</p> <p>(2) 国、他の自治体等の委託・補助等の支援を受けている事業は、その部分を除いた金額を対象とする。</p>
補助率	<p>補助対象経費の2/3以内 (10,000千円を上限とする。)</p>